

令和 7 年 第 5 回農業委員会議事録

令和 7 年 5 月 2 6 日午前 1 0 時 0 0 分に第 5 回農業委員会を市役所大会議室に招集した。

1. 招集した委員は次のとおりである。

1 番 笹 原 哲	2 番 近 藤 剛	3 番 沼 澤 克 己
4 番 五十嵐 純 一	5 番 西 塚 喜 行	6 番 西 塚 孝 也
7 番 高 橋 央	8 番 星 川 敬 夫	9 番 大 崎 清 孝
1 0 番 後 藤 一 彦	1 1 番 本 間 俊 悦	1 2 番 伊 勢 村 孝 之
1 3 番 石 川 富士太郎	1 4 番 笹 原 光 政	1 5 番 小 松 栄 作
1 6 番 齋 藤 吉 勝	1 7 番 山 口 栄 子	1 8 番 鈴 木 藤 光
1 9 番 星 川 礼 子		

2. 遅刻、欠席した委員は次のとおりである。

《通告遅刻》

番 () 番 () 番 () 番 ()

《無断遅刻》

番 () 番 () 番 () 番 ()

《通告欠席》

7 番 (高橋 央) 1 0 番 (後藤 一彦) 1 4 番 (笹原 光政) 1 5 番 (小松 栄作)
1 6 番 (齋藤 吉勝)

《無断欠席》

番 () 番 () 番 () 番 ()

3. 本会議の書記は、次のとおりである。

事務局長	五十嵐 満徳	事務局長補佐	田中 誠
事務局主査兼係長	富樫 久芳	事務局主事	菅野 幹太

4. 本会議の会議件数は次のとおりである。

報第 7 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による解約通知について
報第 8 号	農地の転用事実に関する照会について
議第 17 号	農地法第 3 条第 1 項の規定による許可の取消願について
議第 18 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について
議第 19 号	非農地証明願について
議第 20 号	尾花沢市農業振興地域整備計画の変更に係る協議について
議第 21 号	農地法第 4 条の規定による許可申請について
議第 22 号	農地法第 5 条の規定による許可申請について
議第 23 号	尾花沢市農用地利用集積等促進計画について

令和 7 年 第 5 回農業委員会議事録

尾花沢市農業委員会令和 7 年第 5 回通常総会を 5 月 26 日（月）市役所大会議室において午前 10 時 00 分より開会した。

（事務局 五十嵐局長）

一同ご起立をお願いいたします。一同、礼。星川敬夫会長職務代理者に合わせて「農業委員会憲章」の朗読をお願いいたします。

（朗 読）

（事務局 五十嵐局長）

ご着席ください。7 番高橋央委員、10 番後藤一彦委員、14 番笹原光政委員、15 番小松栄作委員、16 番齋藤吉勝委員より欠席する旨連絡がございました。開会に先立ち申し上げます。只今の出席委員は 14 名であります。よって農業委員会等に関する法律第 21 条第 3 項に規定する定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。

次に、会長よりご挨拶をお願いいたします。

（鈴木会長）

みなさんおはようございます。田植え等で忙しい中総会に出席していただきありがとうございます。今年は春が寒かったせいで苗の成長不足もあるようですけれども、田植えも本格的に入っているかと思しますので、機械等でけがをなさぬように十分気を付けて作業をされるようお願いいたします、挨拶にかえさせていただきます。

（事務局 五十嵐局長）

ありがとうございました。次に議長であります、農業委員会会議規則第 5 条の規定により会長が議長になると定められておりますので、会長よろしくをお願いいたします。

（議 長）

これより令和7年第5回尾花沢市農業委員会通常総会を開会いたします。出席委員も定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、皆様のお手元に配布しております、総会日程次第によって進めます。

まず、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、会議規則第16条第2項の規定により、17番山口栄子委員、19番星川礼子委員、以上の2名を指名いたします。

次に農業委員会事務処理報告であります。この際、事務局長補佐をして報告いただきます。事務局長補佐。

(事務局 田中局長補佐)

命により、農業委員会事務処理報告をさせていただきます。次第書裏面をご覧ください。

(以下、各概要について別紙農業委員会事務処理報告書に基づき報告する。)

(議長)

只今の事務処理報告について、ご質問ありませんか。

(なしの声あり)

(議長)

ご質問もないものと認め、事務処理報告については、以上といたします。

次に議事に入ります。はじめに、報第7号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」を上程いたします。事務局の報告を求めます。

(事務局 挙手)

(議長)

菅野主事。

(事務局 菅野主事)

それでは、報第7号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」ご報告いたします。議案書1頁をご覧ください。案件は3件であり、貸し人、借り人、両者による合意解約です。

解約後の利用についてですが、別人への貸借を予定するものが1件、同人への貸借を予定するものが1件、これまで集積計画で相対の貸借を行っていた土地を貸し人が相続したことを機に促進計画に切替えて同人に貸借を予定する物が1件です。

以上で報告を終わります。

（議 長）

只今、事務局より報告がありましたが、この際、皆様に申し上げます。尾花沢市農業委員会会議規則第10条により、発言する場合は議長の許可を受け、その場合、議席番号及び委員名を申し上げるようお願いいたします。ご質疑ありませんか。

（なしの声あり）

（議 長）

質疑も無いようですので、終結いたします。

これより報第7号を採決いたします。本案を報告のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手多数）

（議 長）

賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり、承認することに決しました。

次に、報第8号「農地の転用事実に関する照会について」を上程いたします。事務局の報告を求めます。

（事務局 挙手）

（議 長）

富樫主査。

（事務局 富樫主査）

それでは、報第 8 号「農地の転用事実に関する照会について」をご報告いたします。議案書 2 頁をご覧ください。

これにつきましては、昭和 5 6 年農林水産省構造改善局長通達である「登記簿上の地目が農地である土地の農地以外への地目変更登記に係る登記官からの照会の取扱いについて」に基づき、転用許可書又は非農地証明の添付がない地目変更申請に対し、登記官は農業委員会に転用許可の有無、農地であるか否かを照会し、その回答を持って事務処理を行うこととなっております。原則 3 人以上の農業委員と事務局により現地調査を行い、現況が農地であるか否かを確認し、照会から 2 週間以内に登記官に回答することとなっているもので、総会での決定が回答期限に間に合わない場合には、農業委員会事務局長の報告として登記官に報告するものとなっております。

今回、山形地方法務局村山出張所より、令和 7 年 4 月 1 8 日付「農地の転用事実に関する照会書」にて、議案書に記載されている 2 筆の土地について照会がございました。照会の土地は大字尾花沢字下新田の 2 筆で、所有者は全て〇〇〇〇さんであります。現在の登記簿上の地目はすべて農地となっております。

現地調査につきましては、5 月 1 5 日に、農地転用等現地調査班第 3 班の齋藤吉勝委員、西塚孝也委員、山口栄子委員及び事務局において行っております。いずれの土地についても、現況は宅地や雑種地（駐車場）の状態であり農地性が無いものと判断しております。

転用許可の有無につきましては、平成 2 2 年 9 月 1 7 日付け指令村総農振第 1 5 7 号において、駐車場用地として転用許可が出ております。

なお、農地転用工事完了報告書の提出はありませんでしたが、本市市民税務課所管の平成 3 0 年頃に撮影された G I S（航空写真）により、当時駐車場として整備されていることが確認できました。

以上、議案書内容のと通りの調査結果にて、法務局登記官へ報告いたしましたので、本会に報告するものであります。

以上であります。

(議 長)

只今、事務局より報告がありましたが、ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議 長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。

これより報第 8 号を採決いたします。本案を報告のとおり承認する事に賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議 長)

賛成多数と認めます。よって、本案は、原案のとおり、承認することに決しました。

次に議第 17 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可の取消願について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。

(事務局 挙手)

(議 長)

菅野主事。

(事務局 菅野主事)

議第 17 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可の取消願について」は議案書 8 頁になります。案件は 2 件です。

冬期間に現地が確認できないまま申請したが融雪後に確認したところ、耕作に不向きとわかり取りやめをしたい旨の申し出を受け人側が行い、出し手側が了承したものが 1 件、世帯を別にする兄弟が贈与を行おうとしたが、受け人側が不調となったため受け人親族に

変更し直すために両者から願い出たものが1件です。今後、時期は未定とのことですが調整がついたらば再申請する旨の話がございました。

以上、慎重なる審議をよろしくお願いいたします。

(議 長)

只今、事務局より説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議 長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。

これより議第17号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議 長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。

次に議第18号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。

(事務局 挙手)

(議 長)

菅野主事。

(事務局 菅野主事)

議第18号「農地法第3条の規定による許可申請について」、今月申請のありました案件についてご説明いたします。

所有権の移転が 1 件、賃貸借権の設定が 7 件、使用貸借権の設定が 1 件です。

9 頁の No. 1 が所有権移転分です。所有権移転の申請事由ですが、所有者の農業廃止によるものが 1 件です。

9 頁 No. 2 から 11 頁の No. 8 までが賃貸借権の設定です。申請事由ですが、所有者の農業廃止によるものが 4 件、労力不足によるものが 1 件、高齢化による経営縮小によるものが 1 件、相手方の要望によるものが 1 件です。

12 頁から 13 頁が使用貸借権の設定です。申請事由ですが、孫へ経営移譲のために設定するものが 1 件です。

No. 1 から No. 9 は、不許可要件である農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると判断いたしました。

また、農業関係法令の種苗法の育成者権違反や農薬取締法の違反、農振法、農地法違反がないと申告を受けております。もしも、委員の皆さんで情報をお持ちである場合には発言いただき当該案件については今月の審議を保留とし関係部署に照会するなど確認し精査の上、翌月の農業委員会総会において報告いたします。

なお、No. 6 の借り人は現在農業大学校に在学しておりまして来年より就農予定です。No. 9 の借り人は先に申しましたとおり貸し人と同居する孫であります。今期より移譲を受けて就農します。

以上、説明を終わります、慎重なる審議を宜しくお願いします。

（議 長）

只今、事務局より説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

（なしの声あり）

（議 長）

質疑も無いようですので、終結いたします。

これより議第 18 号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議 長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。

次に議第19号「非農地証明願について」を上程いたします。現地調査第2班主任、石川富士太郎委員より、申請番号1番についての報告・説明を求めます。

(13番 石川委員 報告・説明)

(議 長)

続いて、現地調査第3班主任、西塚孝也委員より、申請番号2番についての報告・説明を求めます。

(6番 西塚委員 報告・説明)

(議 長)

続いて、現地調査第4班主任、近藤剛委員より、申請番号3番から8番の報告・説明を求めます。

(2番 近藤委員 報告・説明)

(議 長)

只今、報告・説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議 長)

質疑も無いようですので、終結いたします。

これより議第19号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手

を求めます。

(挙手多数)

(議 長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。

次に、議第20号「尾花沢市農業振興地域整備計画の変更に係る協議について」を上程いたします。現地調査第2班主任、石川富士太郎委員の報告・説明を求めます。

(13番 石川委員 報告・説明)

(議 長)

只今、報告・説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議 長)

質疑も無いようですので、終結いたします。

これより議第20号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議 長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。

尚、この案件については、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定により、尾花沢市長に対し、通知いたします。

次に、議第21号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。現地調査第3班主任、西塚孝也委員の報告・説明を求めます。

(6 番 西塚委員 報告・説明)

(議 長)

只今、報告・説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議 長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。

これより議第 2 1 号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議 長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。

次に、議第 2 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を上程いたします。
現地調査第 2 班主任、西塚孝也委員の報告・説明を求めます。

(6 番 西塚委員 報告・説明)

(議 長)

只今、報告・説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議 長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。

これより議第２２号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。

次に、議第２３号「尾花沢市農用地利用集積等促進計画について」を上程いたします。

ここで、審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第３１条、議事参与の制限により、２番近藤剛委員、１９番星川礼子委員の退席を求めます。

(２番 近藤委員 退席)

(１９番 星川委員 退席)

(議長)

それでは、事務局の説明を求めます。

(事務局 挙手)

(議長)

富樫主査。

(事務局 富樫主査)

それでは、議第２３号「尾花沢市農用地利用集積等促進計画について」説明いたします。
議案書８０頁の促進計画の総括表をご覧ください。

今回申請のありました促進計画は、公益財団法人やまがた農業支援センターで口座振替を行う賃貸借が１８件、無償や支援センターが預からない米による物納等の契約で口座振替を行わないため使用貸借となるものが２０件、使用貸借権の移転が１件です。

申請地は農振農用地区域内が１００，７１５㎡です。尾花沢地区の地域計画に含まれて

いる農地が 29,984 m²、福原地区の地域計画に含まれている農地が 120,045 m²、宮沢地区の地域計画に含まれている農地が 45,343 m²、玉野地区の地域計画に含まれている農地が 69,228 m²、常盤地区の地域計画に含まれている農地が 26,224 m²です。

対象人数は賃貸借が出し手 17 名、受け手 13 名、使用貸借が出し手 20 名、受け手 9 名、貸借権移転が出し手 1 名、受け手 1 名になります。

借賃の値幅は下段中央のとおりになります。

81 頁からは市より計画要請のあった順に記載した個別状況です。

これらの内容は農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条 5 項の 1 号から 6 号までの各号の要件を満たしていると考えます。以上で説明を終わります。慎重審議よろしくお願いいたします。

(議長)

只今、事務局より説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議長)

質疑も無いようですので、終結いたします。

これより議第 23 号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。2 番近藤剛委員、19 番星川礼子委員復席願います。

(2 番 近藤委員 復席)

(1 9 番 星川委員 復席)

(議 長)

以上で、今総会に付議されました議案の審議については、全部終了いたしました。慎重なる審議、誠にありがとうございました。

これをもって、令和7年第5回尾花沢市農業委員会通常総会を閉会いたします。大変ご苦勞様でした。

午前10時50分 以上で本日の総会が終了したことを告げ閉会を宣した。

議長は、本会議の顛末を記述して議事録を作成する。

令和7年5月26日

尾花沢市農業委員会

議 長 _____

上記は本会議の顛末を記述したことに相違ないことを認めここに署名する。

議事録署名委員 _____

議事録署名委員 _____